

レストラン運営業務受託事業者募集のお知らせ

福島県男女共生センターは、福島県が設置した公の施設で、公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構が、福島県から指定管理者として指定を受け管理運営を行っている施設です。

今回、レストラン運営業務の受託事業者を募集します。レストラン運営を希望される方は、以下の要項によって応募してください。

福島県男女共生センターレストラン運営業務受託事業者募集要項

1 福島県男女共生センターの概要

- (1) 施設の名称 福島県男女共生センター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地 二本松市郭内一丁目196番地の1
- (3) 建物構造等 鉄筋鉄骨コンクリート造6階建（塔屋1階）
- (4) 建築面積 2197.13平方メートル
- (5) 延床面積 7250.90平方メートル
- (6) 駐車場 64台
- (7) 開館 平成13年1月
- (8) 施設の所有者 福島県
- (9) 施設の管理者 公益財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構
- (10) 主な施設

① 研修室

- ・研修ホール 定員 400名
- ・第1～第5研修室 定員合計 242名
- ・その他研修室(5室) 定員合計 86名

② 宿泊室

- 定員 50名
- ・洋室（2人部屋） 19室
- ・和室（4人部屋） 3室

(11) 休館日

- ・月曜日（この日が祝休日の場合は、直後の平日）
- ・年末年始（12月29日～1月3日）

(12) 開館時間

- ・研修室 午前9時～午後9時（休館日前日は、午前9時～午後5時）
- ・相談室 午前9時～午後4時（水曜日は、午後1時～午後8時）
- ・図書室 午前9時～午後8時（休館日前日は、午前9時～午後5時）
- ・福祉機器展示室 午前9時～午後5時

※センターの概要は、ホームページでご覧いただけます

URL <https://www.f-miraikan.or.jp>

2 センターの利用状況

(1) 開館日数 (年間)

令和 3 年度	308日
令和 2 年度	307日
令和 元 年度	309日
平成30年度	308日
平成29年度	308日

(2) 施設利用者数 (年間)

令和 3 年度	39,514人 (うち研修室 18,308人)
令和 2 年度	29,241人 (うち研修室 13,643人)
令和 元 年度	61,717人 (うち研修室 34,415人)
平成30年度	62,840人 (うち研修室 36,759人)
平成29年度	67,181人 (うち研修室 40,287人)

(3) 宿泊者数 (年間)

令和 3 年度	1,524人
令和 2 年度	1,204人
令和 元 年度	3,202人
平成30年度	3,507人
平成29年度	3,564人

3 業務の内容

下記によりレストランを運営していただきます。

(1) レストランの概要

・客席	102.50㎡ (約50席)
・厨房	41.49㎡
・更衣室	8.87㎡
・従業員便所	1.50㎡

(2) レストラン運營業務 (カフェも可)

下記業務より、受託事業者において希望する業務を実施していただきます。

なお、記載のない事項については別途協議により決定します。

- ① センター宿泊者への食事の提供：朝食・夕食またはいずれか
- ② 一般レストラン等業務(利用者への昼食等)
- ③ 研修室等利用者へのコーヒー・菓子類の提供
- ④ 研修室等利用者への弁当等の提供
- ⑤ その他、記載のない業務を希望する場合には別途協議により決定します。

※ なお、提供する料理等のメニュー・価格については、センターに届け出ていただきます。変更する場合も同様です。

(3) 営業日

- ① 原則としてセンターの開館日は営業すること。
- ② 臨時に休業する場合は、事前にセンターの了承を得ること。

(4) 営業時間

レストラン業務の営業時間については、開館時間を基本とし協議により決定します。
なお、朝食提供を希望される場合にはこの限りではない。

(5) 経費負担

受託事業者が負担するものは、次のとおりです。

- ・人件費、食材費、光熱水費等レストラン営業に関する経費
- ・無償貸与以外の厨房設備、調理器具、食器等に係る経費
- ・電話代（内線を除く。）
- ・受託事業者の都合による模様替えの経費
- ・受託事業者の責めに帰すべき事由による毀損等の修繕費
- ・契約の終了に伴う原状回復に要する経費
- ・その他記載のないものについては、協議により決定します。

※テナント料等の負担はありません。

※客席のテーブル・イス、厨房設備・器具類を無償貸与します。（別紙参照）

(6) その他

食品衛生法等に基づく飲食店営業許可等業務に必要な監督官庁の許可は、受託事業者が受けるものとします。

4 営業開始の時期

開店準備に必要な期間等を考慮して協議のうえ決定します。

5 応募資格等

レストランにおいて、良質な飲食物及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有する事業者であって、以下の要件を全て満たしているものとします。

- (1) センターの設立の趣旨及び目的を十分理解し、公の施設のレストラン運営業務を誠実に実施できる法人または個人等であること。
- (2) センターの一員として他の受託事業者と協調してセンターの円滑な運営に寄与できること。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、レストラン運営業務に必要な従業者を確保できるとともに資格又は免許を必要とするものについては、資格又は免許を有する者を従事させることができること。
- (4) 過去3年間に食品衛生法等関係法令による行政処分等を受けたことがない者で同法を遵守する管理体制を敷けること。
- (5) 次の欠格事項に該当しないこと。
 - ① 県税等の滞納があること。
 - ② 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
 - ③ 破産者で復権を得ていないこと（法人の場合は、役員に該当者がいること。）。

6 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとします。

※ 契約期間は、センターから事前に契約解除の意思表示がないかぎり、期間満了の日の翌日から1年間更新されるものとし、その後もまた同様とします。

7 応募手続

(1) 応募方法

① 期間 随時募集 ※出店者が決定するまで毎月末締切りにて審査します。

② 場所 福島県男女共生センター事務室（2階）

③ 方法 下記の「応募に必要な書類」を持参して提出してください。

期間中の各日午前9時から午後3時の間（月曜日は休館日です。）

※ 提出時に書類の確認を行いますので、提出される際には事前に電話連絡のうえ来所ください。

(2) 応募に必要な書類

① レストラン運營業務受託応募書（様式1）

② 応募者に関する調書（様式2）

③ 飲食店等経営実績調書（様式3）

④ 企画提案書（様式4）

⑤ 宣誓書（様式5）

⑥ 収支計画書（任意様式）

⑦ 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類

⑧ 法人にあつては、登記事項証明書

⑨ 法人でない団体にあつては、役員の氏名・住所を記載した書類及び代表者の住民票（申請日前3か月以内に発行のもの）、個人の場合は住民票（申請日前3か月以内に発行されたもの）

⑩ 決算書類（貸借対照表、損益計算書）等、直近会計年度の財務状況を明らかにできる書類

⑪ 県税等の納税証明書（申請日3か月以内に発行されたもの）

(3) 現場説明など

随時お受けしますので電話で申し込みください。

8 受託事業者選定の方法及び基準

(1) 選定の方法

出店者が決定されるまで毎月末で応募を締め切り、提出された書類について書類審査（第一次審査）を行います。書類審査に合格した応募者のみ面談（第二次審査）による審査を行い出店者を決定します。第一次審査の結果や第二次審査の日時等については、別途お知らせします。

(2) 選定の基準

① 業務を遂行できる組織体制が整っていること。

② メニュー、価格、サービス等が、センターレストランとしてふさわしいものである

こと。

- ③ 企画提案の内容が、センター利用者にとって魅力的であり、利用促進に寄与すると認められること。

(3) 選定結果の通知

受託事業者の決定後速やかに応募者に文書でお知らせするとともにセンターホームページで公表します。

9 その他

- (1) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (2) 応募書類は、返却しません。
- (3) 応募に当たり応募書等に記載された内容に虚偽があった場合、契約後であってもその契約は無効となります。

10 問合せ先

福島県男女共生センター 企画調査課

〒964-0904 福島県二本松市郭内一丁目196番地の1

電話 0243-23-8303

FAX 0243-23-8314

E-mail mirai@f-miraikan.or.jp